（別紙）

**寄付に対する税制上の優遇措置**

**本学へのご寄付については、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、個人・法人等を**

**問わず、寄付金控除の対象となり、次のような税法上の優遇措置を受けることができます。**

**個人からのご寄付の場合**

**(所得税)**

* **所得税の寄付金控除(所得控除)**
* **寄付金税額控除(税額控除)**

　 確定申告の際、寄付者がいずれか一方の制度を選ぶことができます。

　**(住民税)**

* **住民税（個人市民・県民税）の寄付金税額控除**

　ご寄付いただいた年（1月1日から12月31日まで）の、翌年の1月1日現在、北九州市

または福岡県にお住まいの方は控除の対象となります。

　○**控除額の算出方法について**

|   | 控除額の算出式 | 控除方法 | 控除額の上限 |
| --- | --- | --- | --- |
| 選択 | 所得税の寄付金控除額 | （寄付金額 － 2,000円）×（所得に応じた税率） | 課税前の所得から差し引かれます。 | 総所得金額等の40％ |
| 所得税の寄付金税額控除額 | （寄付金額 － 2,000円）×40％ | 算出税額から差し引かれます。 | 所得税額の25％ |
| 個人市民税の寄付金税額控除額 | (※)（寄付金額 － 2,000円）× 8％ |  | 総所得金額等の30％ |
| 個人県民税の寄付金税額控除額 | (※)（寄付金額 － 2,000円）× 2％ |

　　　　　　　　　　 　　　　　※平成29年1月1日から税率変更

**○寄付金控除の手続き等について**

　　　ご寄付いただいた年の翌年の確定申告期間中に、所轄税務署で所得税の確定申告を行って

ください。（給与所得者で通常確定申告を必要とされない方も、給与の支払者が行う年末調整

では寄付金控除は受けられませんので、必ず確定申告を行ってください。)

**○寄付金控除に必要な書類**

* **「払込金受領書」**

寄付金振込時に郵便局または銀行から返戻されます。（※大切に保管してください。）

* **「特定公益増進法人であることの証明書」（写）、「税額控除に係る証明書」（写）**

　　　　　入金確認後、本学発行の「寄付金受領書」と一緒に、本学から送らせていただきます。

* **「源泉徴収票等」**

※申告に添付する書類については、必ず所轄税務署や市町村へご確認ください。

**法人等からのご寄付の場合**

**「受配者指定寄付金」または「特定公益増進法人への寄付金」のいずれかを選択してくだ**

**さい。**

* **「受配者指定寄付金」について**

「受配者指定寄付金」とは、日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）を通して寄付していただく制度で、寄付した事業年度において寄付金全額を損金に算入できます。

本制度のご利用にあたっては、事業団あての「寄付申込書」（様式1-1）を本学に提出していただくことが必要です。

　　　　なお、損金算入手続きに必要となる事業団発行の「寄付金受領書」は、本学を経由して寄付者にお送りいたします。

　　　　(注)受領日および損金算入について

　　　　　　　寄付者からの寄付金は、本学でいったんお預かりした後、まとめて事業団に振り込むこととしておりますので、寄付金の支出日と事業団の受領日が異なることになります。

　　　　　　損金算入日は、事業団の銀行口座に入金された日となりますので、寄付金を支出した日の属する事業年度に損金処理をされる予定の場合は、諸手続きの関係上、少なくとも決算日の１か月前までに、お払い込みくださいますようお願いいたします。

* **「特定公益増進法人への特定寄付金」について**

　　　　特定公益増進法人に対する寄付金は、一般の寄付金とは別枠で、次のいずれか少ない金額の範囲内で損金に算入できます。

　　　・特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

　・特別損金算入限度額

×

資本金等の額 ×

×

　　　 　　当期の月数 　　 3.75 　　6.25 1

×

+ 所得の金額

　　　 12 　1000　　　　　　　　　　　100 　 2

**○寄付金控除の手続き等について**

寄付金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、確定申告を行ってください。

(添付すべき書類については、必ず所轄税務署へご確認ください。)

**○寄付金控除に必要な書類**

* **「払込金受領書」**

寄付金振込時に郵便局または銀行から返戻されます。（※大切に保管してください。）

* **「特定公益増進法人であることの証明書」（写）**

　　　　　入金確認後、本学発行の「寄付金受領書」と一緒に、本学から送らせていただきます。

　　　※寄付金控除の詳細につきましては、国税庁ホームページをご参照ください。